

(参考) 前回の日本農林規格調査会 (令和7年5月27日) から修正した比較表 (単板積層材)

(下線部分は修正部分)

今回の改正案	前回の改正案
<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0701-1:20xx</p> <p style="text-align: center;">単板積層材—第1部：一般要求事項 Laminated Veneer Lumber— Part 1 : General requirements</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 表示</p> <p>5.1 造作用単板積層材の表示事項</p> <p>造作用単板積層材の表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者 (以下“製造業者等”という。)</u>の氏名又は名称及び所在地 (削る。)</p> <p>b)～f) (略)</p> <p>5.2 造作用単板積層材の表示の方法</p> <p>造作用単板積層材の表示の方法については、次による。</p> <p>a) 5.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) <u>製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>b)～f) (略)</p> <p>5.3 構造用単板積層材の表示事項</p> <p>構造用単板積層材の表示事項については、次による。</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0701-1:20xx</p> <p style="text-align: center;">単板積層材—第1部：一般要求事項 Laminated Veneer Lumber— Part 1 : General requirements</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 表示</p> <p>5.1 造作用単板積層材の表示事項</p> <p>造作用単板積層材の表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>6) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u></p> <p>b)～f) (略)</p> <p>5.2 造作用単板積層材の表示の方法</p> <p>造作用単板積層材の表示の方法については、次による。</p> <p>a) 5.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p><u>5.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u></p> <p><u>5.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u></p> <p><u>5.3) 輸入品の場合 5.1), 5.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u></p> <p>6) <u>認証品質取扱業者の認証番号 5.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。</u></p> <p>b)～f) (略)</p> <p>5.3 構造用単板積層材の表示事項</p> <p>構造用単板積層材の表示事項については、次による。</p>

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～6) (略)

7) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地  
(削る。)

b)～f) (略)

#### 5.4 構造用単板積層材の表示の方法

構造用単板積層材の表示の方法については、次による。

a) 5.3 に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～6) (略)

7) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b)～g) (略)

5.5 (略)

#### 附属書 A

(規定)

#### 単板積層材の表示の様式

##### A.1 造作用単板積層材の表示の様式

5.1 に規定する事項の表示について、造作用単板積層材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名
等	級
化粧加工の方法 <sup>a)</sup>	
防虫処理 <sup>a)</sup>	
寸法	
ホルムアルデヒド放散量 <sup>b)</sup>	
使用接着剤等の種類 <sup>c) d)</sup>	
入り数 <sup>a)</sup>	
<u>製造業者等</u> <sup>e)</sup>	

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～6) (略)

7) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

8) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～f) (略)

#### 5.4 構造用単板積層材の表示の方法

構造用単板積層材の表示の方法については、次による。

a) 5.3 に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～6) (略)

7) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

7.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

7.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

7.3) 輸入品の場合 7.1), 7.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

8) 認証品質取扱業者の認証番号 7.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～g) (略)

5.5 (略)

#### 附属書 A

(規定)

#### 単板積層材の表示の様式

##### A.1 造作用単板積層材の表示の様式

5.1 に規定する事項の表示について、造作用単板積層材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名
等	級
化粧加工の方法 <sup>a)</sup>	
防虫処理 <sup>a)</sup>	
寸法	
ホルムアルデヒド放散量 <sup>b)</sup>	
使用接着剤等の種類 <sup>c) d)</sup>	
入り数 <sup>a)</sup>	
<u>認証品質取扱業者等</u> <sup>e)</sup>	

(削る。)

注 a)~注 d) (略)

注 e) 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.1—造作用単板積層材の表示の様式

A.2 構造用単板積層材の表示の様式

5.3 に規定する事項の表示について、構造用単板積層材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名				
接	着	性	能		
樹	種	名			
寸	法				
曲	げ	性	能		
水	平	せん	断	区	分
め	り	込	み	性	能 <sup>a)</sup>
ホルムアルデヒド放散量 <sup>b)</sup>					
使用接着剤等の種類 <sup>c)</sup>					
性能区分及び処理方法 <sup>d)</sup>					
木材保存剤 <sup>d)</sup>					
実証試験等 <sup>e)</sup>					
<u>製造業者等<sup>f)</sup></u>					

(削る。)

注 a)~注 d) (略)

注 f) 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.2—構造用単板積層材の表示の様式

附属書 B・附属書 C (略)

JAS  
0701-1:20xx

単板積層材—第 2 部：試験方法 (略)

認証品質取扱業者の認証番号<sup>g)</sup>

注 a)~注 d) (略)

注 e) 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注 g) 注 e)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.1—造作用単板積層材の表示の様式

A.2 構造用単板積層材の表示の様式

5.3 に規定する事項の表示について、構造用単板積層材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品	名				
接	着	性	能		
樹	種	名			
寸	法				
曲	げ	性	能		
水	平	せん	断	区	分
め	り	込	み	性	能 <sup>a)</sup>
ホルムアルデヒド放散量 <sup>b)</sup>					
使用接着剤等の種類 <sup>c)</sup>					
性能区分及び処理方法 <sup>d)</sup>					
木材保存剤 <sup>d)</sup>					
実証試験等 <sup>e)</sup>					
<u>認証品質取扱業者等<sup>g)</sup></u>					
認証品質取扱業者の認証番号 <sup>g)</sup>					

注 a)~注 d) (略)

注 f) 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注 g) 注 f)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.2—構造用単板積層材の表示の様式

附属書 B・附属書 C (略)

JAS  
0701-1:20xx

単板積層材—第 2 部：試験方法 (略)

